

表：高額療養費の自己負担限度額（月額）

平成30年7月まで

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者 (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)
一般 (課税所得145万円未満)	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)



平成30年8月から

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% (4回目以降は140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% (4回目以降は93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)	
一般 (課税所得145万円未満)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)

※所得区分が「低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）」の人は変更がありません。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の 高額療養費自己負担限度額が変わります

70歳以上の国民健康保険
(国保) 加入者と後期高齢者
医療制度加入者の高額療養費
自己負担限度額が、8月から
左表のとおり変わります。

変更に伴い、所得区分が
「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の
人は「限度額適用認定証」の
交付申請をすることができま

後期高齢医療制度：該当者の
番号カード) または通知カ
ド、来庁者の本人確認書類
のマイナンバーカード(個人
番号カード) または通知カ
ド、来庁者の本人確認書類
のマイナンバーカード(個人
番号カード) または通知カ
ド、来庁者の本人確認書類

申請に必要なもの

被保険者証、該当者の印、来
庁者の本人確認書類(代理の
人が申請する場合)
申請場所Ⅱ医療保険課(市役
所1階) または新里・黒保根
支所市民生活課
問い合わせは、国保加入者
については医療保険課国保係
(☎内線256)へ、後期高
齢者医療制度加入者について
は医療保険課医療助成係(☎
内線272)へ。

国民健康保険の限度額適用認定証 更新手続き忘れずに

国民健康保険の「限度額適
用認定証」と「限度額適用・
標準負担額減額認定証」の有
効期限は、毎年7月31日まで
です。8月以降も継続して認
定証が必要な人は、8月中に
認定証交付の申請をしてくだ
さい。認定証が必要な人は、
該当者の被保険者証、世帯主

の印、世帯主と該当者のマイ
ナンバーカード(個人番号カ
ード) または通知カード、来
庁者の本人確認書類を持参の
上、市役所1階の医療保険課
または新里・黒保根支所市民
生活課で申請してください。
問い合わせは、医療保険課
国保係(☎内線256)へ。

国民健康保険の被保険者証を 希望者に簡易書留で郵送します

国民健康保険に加入してい
る人には、毎年9月下旬に新し
い被保険者証を世帯ごとに郵
送しています。通常は普通郵便
で郵送しますが、希望者には簡
易書留で郵送します。簡易書
留での郵送を希望する人は、8

月31日(金)まで(午前8時30
分)午後5時15分、土、日、祝
日を除く)に電話で医療保険課
(☎内線256)へ。申請は毎
年必要です。
問い合わせは、医療保険課
国保係(☎内線256)へ。

福祉医療費受給者の医療費が 高額になるときは届け出を

福祉医療費受給者の1か月
分の医療費が高額になると、
加入している医療保険から高
額療養費などが支給される場
合があります。福祉医療費受
給者の自己負担額は福祉医療
費で支払っているため、高額
療養費などが支給される場合
は、返還する必要があります。
加入している医療保険から
高額療養費に該当した通知や
申請用紙などが送付されたら、

市役所1階の医療保険課に届
け出てください。
また、入院などで医療費が
高額になるときは、事前に加
入している医療保険から「限
度額適用認定証」、「限度額
適用・標準負担額減額認定
証」の交付を受け保険医療機
関に提示してください。
問い合わせは、医療保険課
医療助成係(☎内線257)
へ。